

千葉県政務活動費の交付等に関する規程

(平成十三年三月三十日議会告示第二号)

改正 平成二〇年一二月二四日議会告示第 四号
平成二三年 八月 五日議会告示第一一號
平成二四年 三月三〇日議会告示第 一號
平成二五年 三月 一日議会告示第 二號
令和 二年 三月一七日議会告示第 一號
令和 三年 三月三一日議会告示第 一號
令和 三年 七月二〇日議会告示第 二號

(趣旨)

第一条 この規程は、千葉県政務活動費の交付等に関する条例（平成十三年千葉県条例第一号。以下「条例」という。）に基づき、政務活動費の交付の対象等、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）その他政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派の届出)

第二条 条例第六条第一項前段に規定する会派結成届は、別記第一号様式によるものとする。

2 条例第六条第一項後段に規定する会派異動届は、別記第二号様式によるものとする。

3 条例第六条第二項に規定する会派解散届は、別記第三号様式によるものとする。

(政務活動費を受ける会派及び議員の通知)

第三条 条例第七条第一項に規定する別に定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 会派に係る政務活動費の交付を受ける会派の名称、代表者の氏名並びに所属議員の氏名及び数

二 議員に係る政務活動費の交付を受ける議員の氏名及び数

(政務活動費の請求及び交付)

第四条 条例第九条第一項本文に規定する別に定める様式は、会派に係る政務活動費にあっては別記第四号様式、議員に係る政務活動費にあっては別記第五号様式によるものとする。

(政務活動費の交付額の調整)

第五条 知事は、一の四半期の途中で会派の所属議員数に変更があった場合において、変更後の所属議員数に基づいて算定した当該四半期に対する政務活動費の額（以下「変更後交付額」という。）が既に交付した政務活動費の額（以下「既交付額」という。）を超えるときは、変更後交付額から既交付額を減じて得た額を変更があった日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合は、当月）に交付し、変更後交付額が既交付額に満たない場合は、既交付額から変更後交付額を減じて得た額を翌四半期以降に当該会派に交付する政務活動費の額から減じて交付する。

(収支報告書の添付書類)

第六条 条例第十条第四項第一号に規定する領収書その他の証拠書類は、領収書貼付用紙（別記第六号様式）に貼り付けなければならない。

2 条例第十条第四項第一号に規定する議長が別に定める書類は、政務活動費支出伝票（別記第七号様式）とする。

3 条例第十条第四項第二号に規定する会計帳簿は、政務活動費出納簿（別記第八号様式）とする。

4 条例第十条第四項第三号に規定する議長が別に定める書類は、現地調査又は先進地視察実施報告書（別記第九号様式）の写しとする。

(収支報告書の写しの送付)

第七条 議長は、条例第十条第一項から第三項までの規定により、会派の代表者及び議員から収支報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに知事に送付しなければならない。

2 議長は、条例第十条第五項の規定により、会派の代表者又は議員が収支報告書の修正を行った場合は、速やかにその写しを知事に送付しなければならない。

(証拠書類等の整理保管)

第八条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第九条 条例第十二条第二項の規定による収支報告書等の閲覧(以下「収支報告書等の閲覧」という。)の請求は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日からすることができる。

- 2 収支報告書等の閲覧の請求は、別記第十号様式によるものとする。
- 3 収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、午前九時から午後五時までの間に行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成十三年四月一日から施行する。
(収支報告書等の閲覧に係る時間の特例)
- 2 平成二十三年八月十日から同年九月九日までににおける第十条第三項の規定の適用については、同項中「午前九時から午後五時まで」とあるのは、「午前八時三十分から午後四時三十分まで」とする。

附 則 (平成二十年十二月二十四日議会告示第四号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県政務調査費の交付等に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十三年八月五日議会告示第十一号)

この告示は、平成二十三年八月十日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日議会告示第一号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県政務調査費の交付等に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十五年三月一日議会告示第二号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の千葉県政務活動費の交付等に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行前に、改正前の千葉県政務活動費の交付等に関する規程の規定により調製した用紙は、この告示の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和三年三月三十一日議会告示第一号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和三年七月二十日議会告示第二号）

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

別 記

第一号様式（第二条第一項）

年 月 日

千葉県議会議長 様

会 派 名

代 表 者 名

会 派 結 成 届

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

第二号様式（第二条第二項）

年 月 日

千葉県議会議長 様

会 派 名
代 表 者 名

会 派 異 動 届

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代 表 者		
経理責任者		
所属議員数		
異動のあつた所属議員氏名	（新たに所属した者）	（所属を抜けた者）

第三号様式（第二条第三項）

年 月 日

千葉県議会議長 様

会 派 名
代 表 者 名

会 派 解 散 届

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

第四号様式（第四条）

年 月 日

千葉県知事 様

会 派 名
代 表 者 名

年度政務活動費請求書

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

2 所属議員数 名

第五号様式（第四条）

年 月 日

千葉県知事 様

議員名

年度政務活動費請求書

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分

第六号様式（第六条第一項）

領収書貼付用紙

年 度	年度	条例別表の項目名	
整 理 番 号		会 派 又 は 議 員 名	
支出のあん分の状況		(あん分率)	(政務活動費充当額) % 円
領 収 書 の 補 足 説 明			
<p>領収書その他の証拠書類 貼付欄 (本用紙からはみ出す場合は、縮小して貼り付けるか又は別紙として添付してください。)</p>			

注

- 1 次のような場合は、「領収書の補足説明」欄に次に定める内容等を記載してください。
 - (1) 領収書その他の証拠書類に購入した物品等の品名及び数量（書籍の場合は書籍名、印刷物作成の場合は印刷部数及び発送部数）などが記載されていない場合は、品名等
 - (2) 支出の内容と政務活動費充当との関わりがわかりにくい場合は、その関連等
 - (3) その他、支出の内容の透明性を図るために説明が必要と思われる事項がある場合は、当該事項
- 2 領収書その他の証拠書類の原本は1枚ずつ貼り付けてください。なお、条例別表の項目名、日付及びあん分率が同一のものについては、それぞれに整理番号を付して2枚以上貼り付けても差し支えありませんが、その場合は互いに重ならないようにしてください。

第七号様式（第六条第二項）

政務活動費支出伝票

年 度	年度	条例別表の項目名	
整理番号		支 出 年 月 日	
政務活動費支出額		円	
<p>1 支 出 先</p> <p>2 支出の内容</p> <p>3 支出の目的</p> <p>4 領収書その他の証拠書類を徴し難い事情</p>			
<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">会派代表者又は議員名 _____</p>			

現地調査又は先進地視察実施報告書

会派又は議員名					
実施年月日					
場所					
個人・団体別	個人 ・ 団体				
目的					
調査又は視察の 日程、訪問先、 結果等の概要					
調査又は視察 に要した経費 の内訳等	主な支出 内 容	要した経費（円）		経費の内訳等	領収書 整理番号
		総 額 ①	うち充当額②		
調査又は視察に要した経費総額（①の合計額）					
政務活動費充当額（②の合計額）					

注

- 1 「個人・団体別」欄は、該当する方に○印を付けてください。
- 2 「調査又は視察の日程、訪問先、結果等の概要」欄は、訪問先ごとに調査又は視察結果の概要を記載してください。（別紙として添付することも可能です。）

第十号様式（第九条第二項）

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

千葉県議会議長 様

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

担当者名

（法人その他の団体の場合に記載してください。）

千葉県政務活動費の交付等に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり政務活動費収支報告書等の閲覧を請求いたします。

収支報告書等の 閲覧請求の対象	(会派名及び対象期間)
	(議員名及び対象期間)

注 収支報告書等の閲覧請求の対象の欄には、閲覧を請求する会派名又は議員名及び対象期間を特定できるように記入してください。